



平成19年2月28日

各 位

## 株式会社 アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号  
(コード番号: 3727 東証マザーズ)  
代表者 代表取締役社長 関野 正明  
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 山科 拓  
電話番号 03-5286-8436 (コーポレートコミュニケーション室)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年3月29日開催予定の当社第22回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更の件について、付議する決議をいたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下「整備法」という。)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 整備法により当社の定款に定めがあるとみなされた事項について、所要の変更を行うものであります。
  - ① 第4条 (機関)
  - ② 第8条 (株券の発行)
  - ③ 第9条 (株主名簿管理人)
- (2) 株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 経営責任をより明確にするため、事業年度毎に株主の皆様にご選任いただくことを目的として、取締役の任期を1年に短縮するものであります。
- (4) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (5) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (6) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 日程

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成19年3月29日 (木) |
| 定款変更の効力発生日      | 平成19年3月29日 (木) |

### 3. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (省略)</p>   | <p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(目的)</p> <p>第2条 (省略)</p>  | <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>   |
| <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (省略)</p>  | <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>   |
| <p>(新設)</p>  | <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p>                          |
| <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>  | <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>  |
| <p>第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、26万1300株とする。</p>   | <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、26万1300株とする。</p>   |
| <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>  | <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p>   |
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名</u></p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその</u></p> |

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

|   |   |
|---|---|
| <p><u>簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>  | <p><u>他の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>  |
| <p>(株式取扱規程)<br/> <b>第8条</b> <u>当社が発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>  | <p>(株式取扱規程)<br/> <b>第10条</b> <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>   |
| <p>(基準日)<br/> <b>第9条</b> <u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u><br/> <b>②</b> <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</u></p> | <p>(削 除)</p>  |
| <p>第3章 株主総会<br/> (招集)<br/> <b>第10条</b> 当社の定時株主総会は、毎年12月31日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>   | <p>第3章 株主総会<br/> (招集)<br/> <b>第11条</b> 当社の定時株主総会は、毎年12月31日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>   |
| <p>(新 設)</p>  | <p>(定時株主総会の基準日)<br/> <b>第12条</b> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>   |
| <p>(招集者及び議長)<br/> <b>第11条</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/> <b>②</b> 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>   | <p>(招集者及び議長)<br/> <b>第13条</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/> <b>②</b> 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。  
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

|  |   |
|--|---|
| <p>(新 設)</p>   | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第12条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>  | <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>   |
| <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> | <p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>                   |
| <p>(議事録)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>  | <p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>  |
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p><u>第15条</u> 当社の取締役は、10名以内とする。</p>   | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役は、10名以内とする。</p>  |
| <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第16条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>   | <p>(選任方法)</p> <p><u>第19条</u> 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によ</p>  |

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。  
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

|  |  |
|--|--|
|  | らないものとする。  |
| <p>(取締役の任期)</p> <p><b>第17条</b> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>             | <p>(取締役の任期)</p> <p><b>第20条</b> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>(削除)</p>   |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><b>第18条</b> 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要により取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><b>第21条</b> 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要により取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>         |
| (新設)   | <p>(執行役員)</p> <p><b>第22条</b> 当社は、取締役会の決議により執行役員を選任することができる。</p>  |
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><b>第19条</b> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>            | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><b>第23条</b> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><b>第20条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>   | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><b>第24条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>   |
| <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><b>第21条</b> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>  | <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><b>第25条</b> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>  |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><b>第22条</b> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>           | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><b>第26条</b> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限</p>                         |

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。  
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

|  |  |
|--|--|
|  | りではない。   |
| (取締役会の議事録)<br>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。   | (取締役会の議事録)<br>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名する。   |
| (取締役会規程)<br>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。   | (第30条へ移設)  |
| (取締役の報酬)<br>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。  | (報酬等)<br>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。   |
| (取締役の責任免除)<br>第26条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令に定める限度において免除する。<br><br>(第27条より移設)                              | (取締役の責任免除)<br>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br><br>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 |
| (社外取締役の責任限定契約)<br>第27条 当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | (第29条第2項へ移設)   |
| (第24条より移設)   | (取締役会規程)<br>第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。   |

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。  
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

|  |   |
|--|---|
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)<br/>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>  | <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)<br/>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>   |
| <p>(監査役の選任)<br/>第29条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>                        | <p>(監査役の選任)<br/>第32条 監査役は、<u>株主総会の決議により</u>選任する。<br/>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>                           |
| <p>(監査役の任期)<br/>第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> | <p>(監査役の任期)<br/>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(常勤監査役)<br/>第31条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p>  | <p>(常勤監査役)<br/>第34条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>  |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の<u>7日前</u>までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>                                  | <p>(監査役会の招集通知)<br/>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の<u>3日前</u>までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>   |
| <p>(監査役会の決議の方法)<br/>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>   | <p>(監査役会の決議の方法)<br/>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>  |
| <p>(監査役会の議事録)<br/>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                   | <p>(監査役会の議事録)<br/>第37条 監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>   |
| <p>(監査役会規程)<br/>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>  | <p>(第40条へ移設)</p>  |
| <p>(監査役の報酬)<br/>第36条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>  | <p>(監査役の報酬)<br/>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>  |
| <p>(監査役の責任免除)<br/>第37条 <u>当社は、商法280条第1項の規定</u></p>   | <p>(監査役の責任免除)<br/>第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規</u></p>   |

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。  
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

|   |   |
|---|---|
| <p>により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>（第38条より移設）</p>   | <p>定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |
| <p>（社外監査役の責任限定契約）</p> <p>第38条 当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> | <p>（第39条第2項へ移設）</p>   |
| <p>（第35条より移設）</p>   | <p>（監査役会規程）</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>   |
| <p>第6章 計算</p> <p>（営業年度）</p> <p>第39条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p>   | <p>第6章 計算</p> <p>（事業年度）</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>  |
| <p>（利益配当金）</p> <p>第40条 当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p>  | <p>（期末配当の基準日）</p> <p>第42条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>   |
| <p>（中間配当）</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の定めによる金銭の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができ</p>                             | <p>（中間配当）</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p>  |

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。



|  |  |
|--|--|
| <p>る。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>② 未払配当金には、利息を付けない。</p> | <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第44条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 前項の金銭には、利息を付けない。</p>  |
| <p>(新 設)</p>   | <p>(附 則)</p> <p><u>第1条</u> 当会社は、端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の端株原簿の作成および備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当会社の端株に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、期末配当金を支払うことができる。</p> <p><u>第4条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p><u>第5条</u> 附則第1条乃至本条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</p> |

以上